

## 業種別 償却資産の具体例

業 種	資産の名称
共通のもの	舗装路面、塀、フェンス、看板、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター 等
不動産貸付業	屋外照明、屋外給排水設備、コンクリートの塀、フェンス、植木等の緑化施設、 <b>アパートの駐車場等の舗装（アスファルト・コンクリート）</b> 等
太陽光発電事業	太陽光発電設備（ <b>アパート・店舗等の屋根への設置分も対象</b> ）、フェンス、監視カメラ、舗装路面 等
小売店	陳列ケース、冷蔵・冷凍機付き陳列ケース、自動販売機、冷蔵庫、冷凍機 等
飲食店	接客用家具、厨房設備、カラオケ、放送設備、冷蔵庫、冷凍機、室内装飾品 等
理容業・美容業	パーマ器、消毒殺菌器、理・美容椅子、タオル蒸器、放送設備、サインポール 等
加工業・修理業	旋盤、ボール盤、プレス機、圧縮機、受変電設備、測定工具、検査工具 等

## 農業経営者 償却資産の具体例

用 途	資産の名称
農機具	田植え機、稲刈り機、耕運機、脱穀機、スプリンクラー、噴霧器 等
車両	トラクター、コンバイン 等 ※ナンバーを取得して公道を走ることができる車両は除く。
構築物	ビニールハウス、ネット、フェンス 等

## 太陽光発電設備（償却資産）について

設置者	売電方法	申告の有無
法人および 個人事業主	全て売電	事業用資産になり、償却資産の申告が必要です。
	余剰電力の売電	
	売電しない	
個人（住宅用）	全て売電	10kW以上の発電量の場合、事業用資産になり、償却資産の申告が必要です。
	余剰電力の売電	
	売電しない	申告は不要です。

- 市では、茂原市社会福祉協議会と協力し、市内で活動する団体を紹介する「もばら市民活動ガイド」を毎年4月に発行しています。皆さんの団体も掲載してみませんか？
- ◆**掲載条件**
    - ・市内を中心として活動している団体・サークルであること
    - ・特定の宗教や政治的な活動、暴力団員が関与する活動でないこと
    - ・営利を目的とした活動でないこと
  - ◆**申請書類**
    - ・もばら市民活動ガイド掲載申請書
    - ・活動風景の写真データ（任意）

申請・問合せ  
生活課（2階）  
〒297-8511  
茂原市道表1  
☐ seikatu@city.mobara.chiba.jp  
☎ (20) 1505 FAX (20) 1600  
茂原市社会福祉協議会  
〒297-0022  
茂原市町保13-20  
☐ tukushi@mobara-shakyo.or.jp  
☎ (23) 1969 FAX (23) 6538

※申請書は生活課か茂原市社会福祉協議会窓口または同課ウェブページから入手  
◆**申請方法**  
生活課または茂原市社会福祉協議会窓口へ持参・郵送・メールのいずれかで提出  
◆**締切日**  
2月10日（金）必着

# 市民活動ガイドに掲載しませんか？





茂原市社会福祉協議会マスコットキャラクター  
めくせろ



茂原市マスコットキャラクター  
もげん

